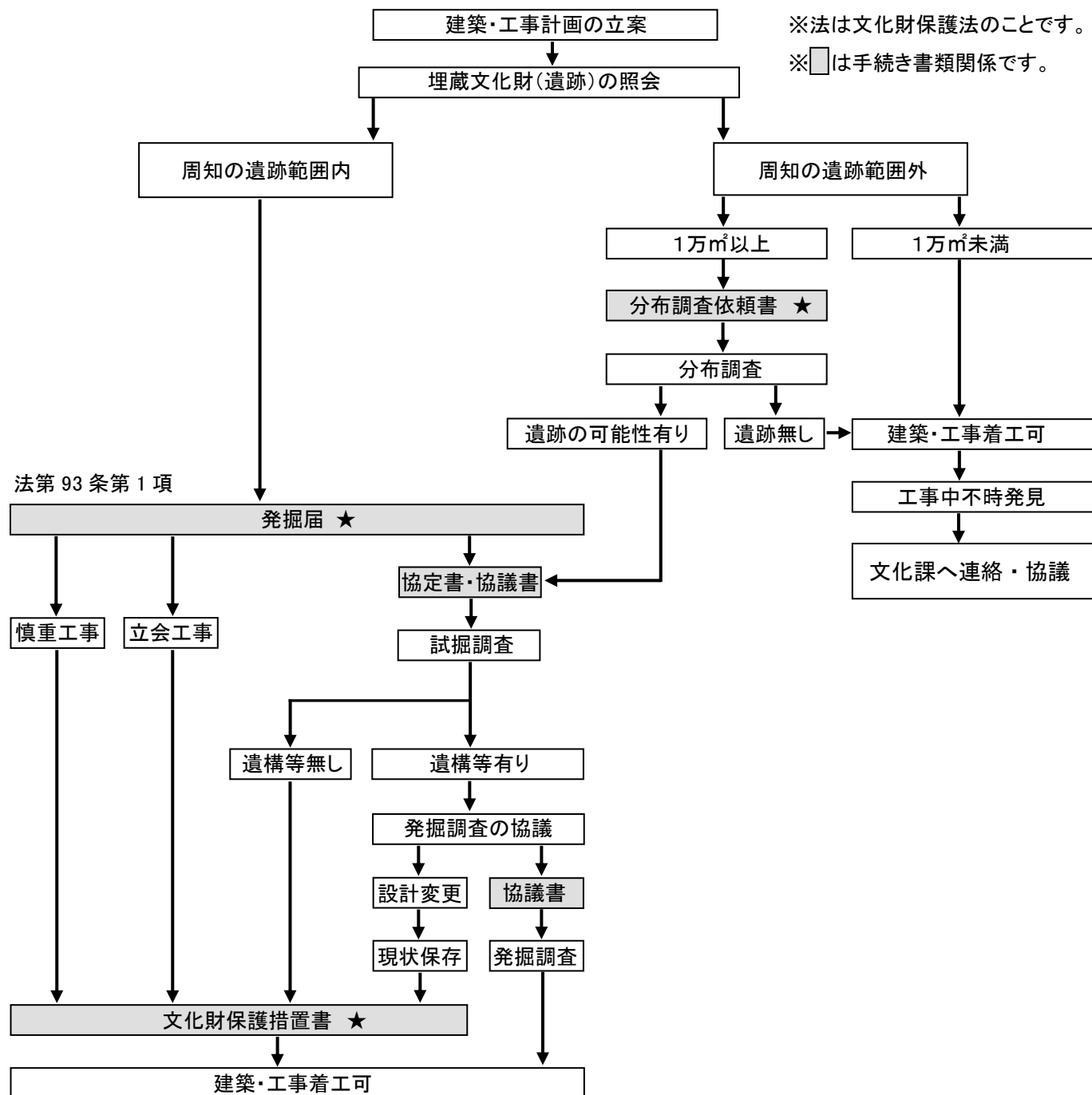


埋蔵文化財(遺跡)保護のための届出の流れ



※発掘届は、遺跡範囲内において工事を行う場合、必要になります。

※工事着手の**60日前**までに、**1部**を提出してください。

※発掘届には、以下の図面を添付してください。

(1)位置図 (2)平面図 (3)立面図 (4)基礎伏図 (5)基礎断面図 (6)造成平面図 (7)造成断面図

※申請者(開発者)と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の**承諾書**の提出もお願いします。

※発掘届、承諾書の用紙は、窓口でお渡ししているほか、市のホームページ/市民の方へ/スポーツ・文化/文化/文化財/各種申請書・届出書など【<http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1000100000359/index.html>】からもダウンロードできます。

★印の書類は、署名(法人その他の団体にあつては、代表者の署名)又は記名+押印(認印で可)をお願いします。

※この手続きは埋蔵文化財保護に関するものであり、それ以外の法令等に基づく手続きについては、申請者にてご確認をお願いいたします。

【問い合わせ先】

四日市市 シティプロモーション部 文化課

TEL 059-354-8240 FAX 059-354-4873